

○災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の 移転改築整備事業の概要

※内容については変更になる場合があります。

災害レッドゾーン（※）（都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ）に所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築を行う事業を対象とする。

（対象施設）

- a 広域型（定員30人以上）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
- b 広域型（定員30人以上）の介護老人保健施設
- c 広域型（定員30人以上）の介護医療院
- d 広域型（定員30人以上）の養護老人ホーム
- e 広域型（定員30人以上）のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、移転に伴い、軽費老人ホームA型・B型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。）

※災害レッドゾーン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域

| | |
|------------|--------------------------------------|
| 災害危険区域 | 建築基準法第39条第1項 |
| 地すべり防止区域 | 地すべり等防止法第3条第1項 |
| 土砂災害警戒区域 | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項 |
| 浸水被害防止区域 | 特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項 |
| 急傾斜地崩壊危険区域 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項 |

○対象施設等

| 対象施設の種別 | 補助単価（予定） | 単位 |
|---------------------------------|-----------|--------------------------------|
| 特別養護老人ホーム及び併設される ショートステイ用居室 | 4,880 千円 | 整備床数 ※移転後床数。ただし増員分 は対象外。 |
| 介護老人保健施設 | 61,000 千円 | 整備床数 ※移転後床数。ただし増員分 は対象外。 |
| 介護医療院 | 61,000 千円 | 整備床数 ※移転後床数。ただし増員分 は対象外。 |
| 養護老人ホーム | 2,600 千円 | 整備床数 ※移転後床数。ただし増員分 は対象外。 |
| ケアハウス(特定施設入居者生活介護 の指定を受けるもの) | 4,880 千円 | 整備床数 ※移転後床数。ただし増員分 は対象外。 |